

基本政策5 自治・協働 に関する施策の内容

『自治・協働』に関する主要施策24～29の概要を以下に示します。

施策の内容（タイトル）

5年後のまちの姿

24 市民協働

- ①活動を始めるきっかけづくり
- ②協働の仕組みづくり
- ③地域自治の推進
- ④市民活動団体の育成・支援の拡充

行政だけでなく地域の課題を自分事として捉える市民や企業がそれぞれの持つ力を生かしてまちづくりに取り組んでいます。
まちづくりに関わる多様な主体との協働の成果として、地域の課題解決が進んでいます。

25 広報・広聴

- ①接点の拡大と分かりやすい情報の提供
- ②コミュニケーション型（対話型）行政の推進
- ③市外に向けた市政情報の発信

日常的に市民の間で様々なまちの情報が共有され、相互の情報交流が行われています。

26 人権の啓発・擁護

- ①正しい理解を広める教育・啓発の推進
- ②人権侵害の救済に向けた対応と人権擁護

差別や偏見のない市民一人一人の人権が尊重される明るい社会が実現しています。

27 男女共同参画

- ①男女平等意識の啓発
- ②男女がともに働きやすい環境の整備
- ③行政が率先する男女共同参画の推進

男女一人ひとりを尊重し、性差による男女の固定的な役割分担意識を解消することで、全ての人がいきいきと活躍できる社会が実現しています。

28 行政運営

- ①行政評価と業務内容の改善
- ②実行力の高い執行体制の構築
- ③広域連携の強化
- ④職員の能力を引き出す人材管理

時代のニーズや市民のニーズにしっかりと向き合った行政運営により、効率的で質の高いサービスが提供されています。

29 財政運営

- ①行政評価等と連動した財政運営の推進
- ②公契約等の適正化
- ③公共施設等の適正配置と有効活用
- ④新たな財源の確保と公正な賦課徴収の推進

望ましいまちづくりのために必要とされる健全で安定した財政基盤を確立しています。
適切に管理された公共施設やインフラが負の遺産とならずに機能しています。

第2次胎内市総合計画
後期基本計画
【概要版】

令和4年3月

【編集・発行】

胎内市総合政策課
〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号
TEL：0254-43-6111 FAX：0254-43-2868
URL：https://www.city.tainai.niigata.jp/
E-mail：kikaku@city.tainai.lg.jp

第2次
胎内市総合計画
後期基本計画
【概要版】

令和4年度 ▶ 令和8年度



自然が生きる、
人が輝く、
交流のまち“胎内”

■計画の位置付け

市政運営の方向性を示す胎内市の最上位計画として、具体的な施策や個別計画の指針となるものです。

■計画の役割

総合的かつ計画的なまちづくりを展開するための指針であり、次の3つの性格を持っています。

役割① 市政運営の基盤

胎内市が実施する施策や事業の根拠となる計画であり、様々な分野ごとに策定する分野別計画の方向性を示すもので、今後の市政運営の土台となるものです。

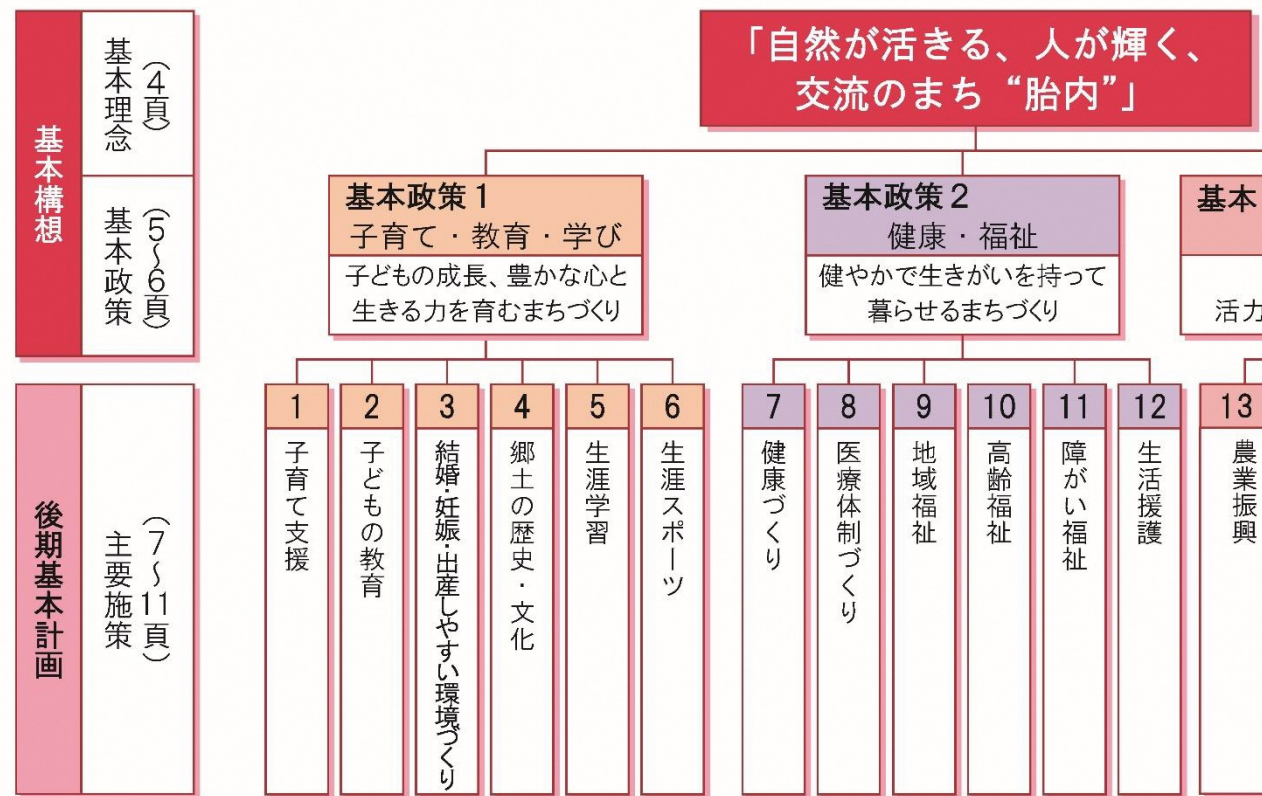
役割② 協働のまちづくりの羅針盤

胎内市が今後目指すまちづくりの方向性を明示することで、行政と市民、企業、NPO*1等を含んだ多様な主体が、協働でまちづくりを進める際の羅針盤の役割を果たすものです。

役割③ 広域的な連携の根拠

国、県や近隣市町村等と共同で、または連携して計画・実施する事業について、相互調整する際の根拠にもなるものです。

計画の全体像



*1 NPO Non-Profit Organization の略で非営利組織や民間非営利組織の意味。利益を得て配当することを目的とする組織である企業に対し、福祉

『生活基盤』に関する主要施策17～23の概要を以下に示します。

施策の内容（タイトル）

5年後のまちの姿

17 自然環境

- ①豊かな自然環境の保全と再生
- ②自然と共生するまちづくり
- ③市民・事業者・行政の協働による環境保全

市民の多くが自然と共生し、自然の恩恵を受けて生活しています。
美しく豊かな山・川・海が多くの人をひきつけています。

18 生活環境

- ①快適な生活環境の保全
- ②廃棄物の減量化、資源化の推進
- ③きれいで安全な水環境の再生
- ④環境美化活動の推進

環境への負荷の少ない生活や環境影響に十分配慮された企業活動が地域内に浸透しています。
ゼロエミッション*15を目指した資源循環型社会*16が実現しています。

19 地球温暖化対策

- ①行政が率先する地球温暖化対策
- ②再生可能エネルギー*8事業の促進
- ③低炭素型まちづくりの促進

地域において省エネルギーの推進と併せて、再生可能エネルギー*8の導入等が図られ、地球温暖化対策が進められています。

20 居住環境

- ①ネットワーク型コンパクトシティ*17の実現
- ②緑や公園に恵まれた美しい住環境の形成
- ③定住・転入を促進する優良な住宅の確保
- ④安定した水供給の確保

ネットワークや便利な移動手段が確保されて市民の日常生活が活発になされるとともに、高齢者や子どもが気軽に利用できる公共施設等を核にしてまちなかに人が集っています。
魅力あるたたずまいや景観の住環境整備がまちの資産となっています。

21 地域交通

- ①広域交通の利便性の向上
- ②安全で快適な道路ネットワークの整備
- ③冬期の移動を確保する除排雪の実施
- ④地域公共交通の利便性の向上と持続可能性の確保

道路網の整備と交通手段の確保により、誰もが行きたい所へ気軽に移動できるまちになっています。

22 防災・減災

- ①地域との協働による総合的な防災対策
- ②消防・救急体制の強化
- ③命を守る耐震改修の促進
- ④土砂災害や風水害対策等の推進
- ⑤適切な情報提供による安全な避難の誘導

「自助*18」「共助*12」「公助*19」の連携によって災害から市民の尊い命が守られています。
被害を最小限に食い止め、迅速な復興を実現する体制が整っています。

23 交通安全・防犯

- ①交通安全対策の推進
- ②地域等と連携した犯罪被害の抑制
- ③消費者相談の実施

事故や犯罪を防止するハード面の取組とともに、子どもから高齢者までの幅広い市民がお互いに声を掛け合うことで、より安心して暮らせるまちになっています。



基本政策3 産業・雇用 に関する施策の内容

『産業・雇用』に関する主要施策13～16の概要を以下に示します。

施策の内容(タイトル)	5年後のまちの姿
13 農業振興 ① 特産品の開発、6次産業化*7の促進や地域独自の取組の支援 ② 第一次産業を支える人材の確保 ③ 農業生産基盤の確保と有効利用の促進 ④ 条件不利地域における農業生産の継続支援	付加価値の高い農産物生産や特産品の開発を通じ、「胎内」の名が広く知られるようになっていきます。 ブランド化を目指していく中で、胎内産の農産物等の流通量が増え、その結果として、農業従事者の所得が向上し、新規就業者も生まれています。
14 商工業振興 ① 中小企業への支援の充実 ② 優良企業の誘致推進 ③ チャレンジやイノベーション*14を生む環境づくり ④ 商工会と連携した商業の振興	全国的にも知名度の高い大企業と地元の中小企業が得意とする分野で成長し、協力関係を築くことで市内の商工業が活性化し、元気な商工業が市内経済を牽引しています。 こうした環境の中から起業、独立、既存企業の新たな事業分野の展開等の新しい活力が生まれています。
15 観光・交流 ① 魅力的な観光プランの提供 ② 食、アクティビティの魅力向上による消費・販売機会の拡大 ③ 施設・エリアの魅力向上と閑散期等対策 ④ 効果的・効率的な情報発信	豊かな自然や歴史・文化等を舞台に、おもてなしの心を持った市民と何度も胎内市を訪れるファン、新たな観光客との活発な交流が行われています。
16 雇用対策 ① 地域雇用・域内還流の促進 ② 人材の育成・確保	進学でまちを離れた若者を中心とした幅広い人が安定した収入ややりがいが見られる職場を見つけることができるまちになっています。

*11 ライフデザイン 将来の人生設計のこと。若者が自らの進路を選択する際に、就職だけでなく結婚、出産、育児等の出来事やこれらを踏まえた人生設計を総合的に考えることができるようにする講座を「ライフデザイン講座」という。
 *12 共助 自分の身を自分の努力によって守る「自助」、国、都道府県や市町村等の対応による「公助」に対して、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が協力して実施する福祉や防災等の支え合いの活動を「共助」という。なお、介護保険などの社会保障制度等の制度化されたお互いが支え合う仕組みを「共助」といい、地域でお互いを支え合う仕組みを「互助」ということもある。
 *13 稼働世帯 職業に就き、収入を得ることのできる稼ぎ手のいる世帯。満15歳以上64歳未満の人が稼働年齢にあたる。
 *14 イノベーション 新技術の発明や新規のアイデア等から、新しい価値を創造し、社会的変化をもたらす変革のこと。
 *15 ゼロエミッション ゼロ(=0)と「排出」を表すエミッションを組み合わせた言葉で、「ごみ排出ゼロ」の意味
 *16 資源循環型社会 廃棄物の発生を抑制し、資源を循環的に利用するとともに、循環的に利用できない資源については適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。ある産業から出る全ての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにすること(=ゼロエミッション)が究極の目標となる。
 *17 ネットワーク型コンパクトシティ 医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地する集約型の都市構造を「コンパクトシティ」と呼ぶ。市内の複数の拠点に各種施設や住居がまとまって立地する胎内市では、こうした拠点を公共交通や道路交通網(ネットワーク)で結び、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく必要な施設を利用できるような「ネットワーク型コンパクトシティ」を目指している。
 *18 自助、19 公助 →「*12 共助」を参照

画 と は

■計画の体系と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」および「実施計画」で構成し、社会経済情勢や住民ニーズの変化などに対応していくため、具体的な内容については改定や見直しを実施します。

基本構想

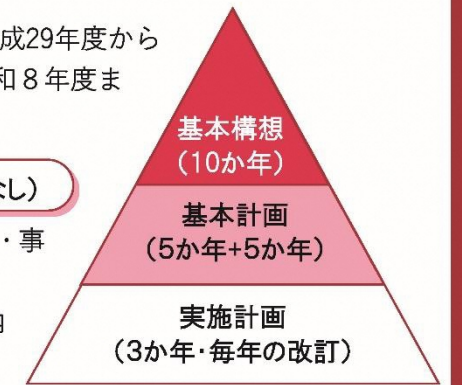
- ◇ 目指すまちの姿と、これを実現するための政策(5つの基本政策)の枠組みを示します。
- ◇ 基本構想は、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とします。

基本計画

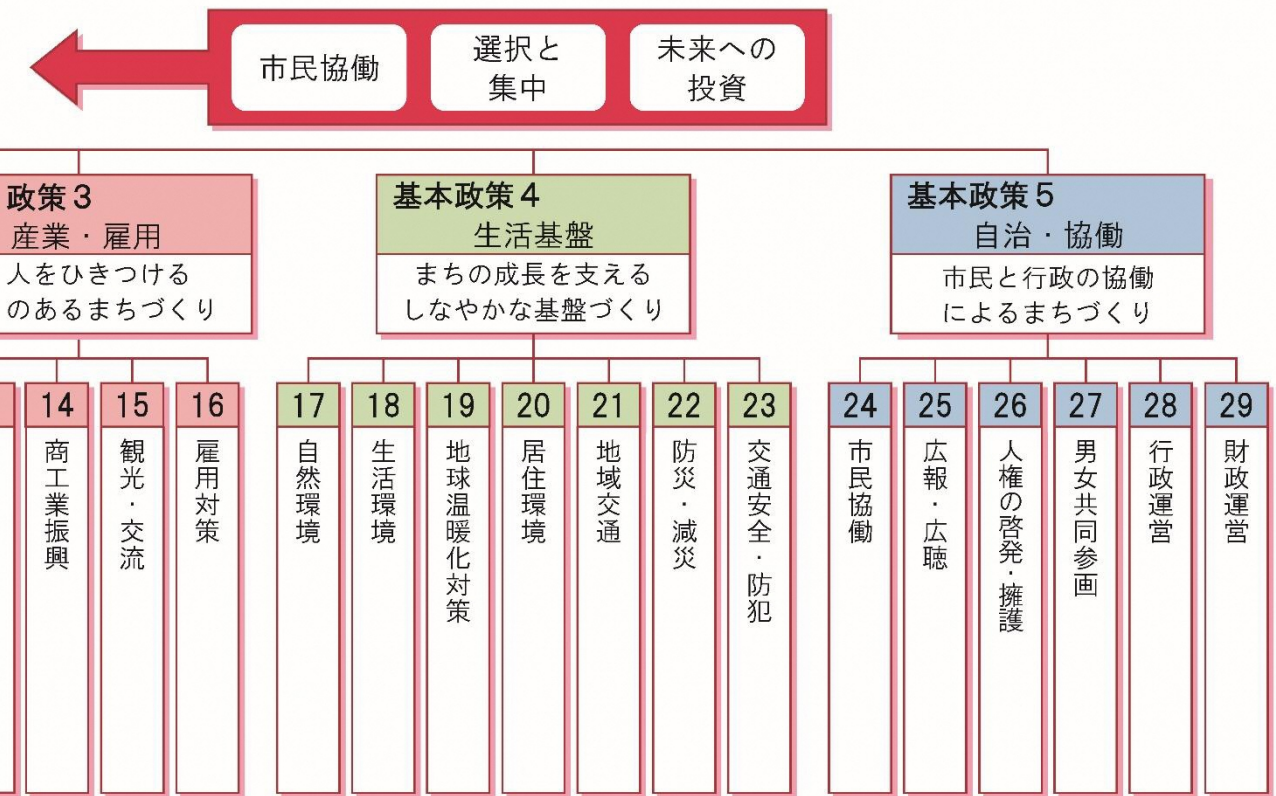
- ◇ 基本構想で示した政策の枠組みにしたがって、実施すべき施策の体系(29の主要施策)や方針を示します。
- ◇ 基本計画は、基本構想の中間期に見直しを行うものとし、平成29年度から令和3年度までの5年間を前期基本計画、令和4年度から令和8年度までの5年間を後期基本計画とします。

実施計画(基本構想、基本計画とは別冊のため本資料には掲載なし)

- ◇ 基本計画で示した施策を推進するための具体的な取組(事務・事業)の計画を示します。
- ◇ 実施計画は、原則3年間を計画期間とし、基本構想の期間内で定期的な見直しを行います。



と掲載頁の紹介



、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力などの様々な分野で社会貢献を行うことを目的とする団体を指す。

総合計画とは

■ 後期基本計画策定の趣旨

胎内市では、計画期間を平成29年度から10年間とする「第2次胎内市総合計画」を策定し、まちづくりに取り組んでいます。

この第2次胎内市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成し、社会の変容や多様化、複雑化する住民ニーズの変化などに対応していくため、具体的な内容については改定や見直しを実施することとしています。

そのうち、基本計画については中間期に見直しを行うこととしており、この度、前期基本計画（平成29年度から令和3年度まで）の内容を踏襲することを基本としつつ、以下の主な見直しの視点に基づき、事業や取組の修正・追加等を行い、後期基本計画（令和4年度～令和8年度）を策定するものです。

■ 主な見直しの視点

- ◆ 前期基本計画策定から5年経過することによる社会情勢の変化等を踏まえた修正
- ◆ 時点修正
- ◆ 事業の進捗に応じた修正
- ◆ 現状と課題の整理に基づく修正
- ◆ 各施策を展開する上で考慮すべき事項を踏まえた修正
新型コロナウイルス感染症、DX*2などのデジタル化、ゼロカーボン・脱炭素化などの環境問題、事業見直し、第2期総合戦略における人口減少 等
- ◆ 国連が掲げる持続可能な開発目標（SDGs）の理念を踏まえ、各施策と関連を図り、取組を進めるため、各施策と現時点で対応すると考えられるSDGsのゴール（目標）の追加

〈持続可能な開発目標SDGs17のゴール（目標）〉



*2 DX Digital Transformation の略。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させること。

基本政策2 健康・福祉 に関する施策の内容

「健康・福祉」に関する主要施策7～12の概要を以下に示します。

施策の内容（タイトル）

5年後のまちの姿

7 健康づくり

- ①ライフステージに合わせた健康づくりの推進
- ②早期発見・早期治療の体制強化
- ③元気・ふれあい・生きがいづくりの推進

⇒ 市民が疾病の予防や悪化防止に努め、生きがいや張り合いを感じながら生活を送っています。

8 医療体制づくり

- ①地域医療体制の確保
- ②在宅医療の推進

⇒ 市民が近隣市町を含む身近な場所で必要な医療サービスを受けることができ、住み慣れた自宅等で最期を迎えることを選択できるまちになっています。

9 地域福祉

- ①地域における異変発見の体制づくり
- ②住民による支え合い活動の推進
- ③複合的な課題に対応する専門的な体制の強化
- ④分野の壁を越えた情報交換や交流の促進

⇒ “向こう三軒両隣”の関係のように、お互いを気づかい支え合う、人にやさしいまちになっています。
⇒ 住民主体の支え合い活動を通じて、各種の生活支援サービスを含んだ共助*12を担う組織が地域の中に生まれてきています。

10 高齢福祉

- ①介護予防と生きがいづくり
- ②介護サービス・生活支援サービスの提供
- ③サービスの提供体制の整備
- ④安心して暮らし続けることができる環境整備

⇒ 介護サービスや家族・地域の支えによって、高齢になっても自分らしく、いつまでも住み慣れた地域で生活できるまちになっています。

11 障がい福祉

- ①相談・支援体制の充実
- ②就労・自立に向けた支援の拡充
- ③安心して暮らせる環境の整備
- ④家族に対する支援の強化

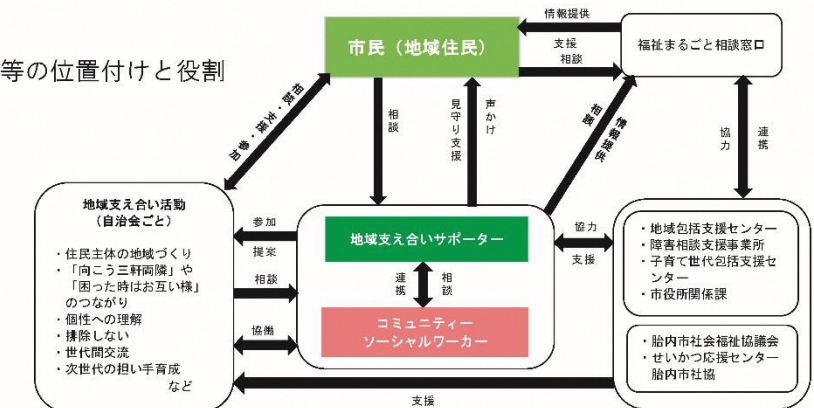
⇒ 障がいのある人もない人もお互いに支え合いながら地域で共に生活できるまちになっています。
⇒ 障がいがある人も自分らしい生活を送ることができるよう必要な支援・体制が整えられています。

12 生活援護

- ①生活困窮者に対する総合的な対策の実施
- ②稼働世帯*13や子どもに対する自立生活支援

⇒ 必要な人には必要な援護がなされ、稼働世帯*13は就労支援等により自立した生活を送っています。

地域支え合いサポーターと
コミュニティソーシャルワーカー等の位置付けと役割



基本政策1 子育て・教育・学び に関する施策の内容

『子育て・教育・学び』に関する主要施策1～6の概要を以下に示します。

施策の内容（タイトル）

- | 施策の内容（タイトル） | 5年後のまちの姿 |
|---|--|
| 1 子育て支援
①保育や預かりサービスの拡充
②子育て世帯に寄り添う相談・支援体制の強化
③支援を必要とする世帯への対応の強化
④子育てに関する理解の促進 | 出産・育児と仕事の両立が図られ、多様なライフデザイン ^{*11} を選択できています。
多様な育児支援制度や、子育てを温かく見守り・支える市民や地域の存在により、子どもが健やかに成長できる魅力的なまちになっています。 |
| 2 子どもの教育
①健康な心身と豊かな人間性を育む教育の提供
②確かな学力を習得する教育プログラムの提供
③学校・家庭・地域の連携によるふるさとを学び・つくる教育の推進
④学校施設の長寿命化・最適化
⑤高等教育等の対策 | 子どもの成長や自立を支えるため、学校、保護者、地域や企業・団体等が積極的に協力して実現する質の高い教育環境が注目を集めています。
自分で考え学び、自己への責任と郷土への愛着と誇りを持ち、ふるさとと日本の将来に貢献できるようなたくましい人材が育っています。 |
| 3 結婚・妊娠・出産しやすい環境づくり
①出会いの場づくり
②結婚・妊娠・出産への意識醸成と支援
③妊娠・出産を支える相談・医療体制の充実 | 若者が結婚・妊娠・出産の希望を叶え、市内には新しい家族や子どもが多く暮らしています。 |
| 4 郷土の歴史・文化
①文化財の調査と保護
②伝統文化の保存と継承
③歴史・文化資源を生かした地域の活性化 | 歴史・文化に触れることを通じて、多くの市民が郷土への関心や愛着を深めています。
歴史・文化に関心を持つ市民による自主的な取組が生涯学習活動や地域の活性化につながっています。 |
| 5 生涯学習
①市民が参加しやすい多様な学習機会の提供
②市民による自主的な活動の育成・支援
③活動拠点の整備 | あらゆる年代の市民が芸術に触れ、学ぶ意欲を満ち、学んだことを生かしたり、発表したりすることができる場があるまちになっています。
こうした活動を通じて、生きがいや多世代とのつながりを持ち、豊かな人生を送る市民が増えています。 |
| 6 生涯スポーツ
①習慣的な運動につながる多様なプログラムの提供
②施設の適切な維持管理と利用促進
③スポーツを通じた交流の促進と地域の活性化 | 年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず多くの市民が生活の中でスポーツに親しみ、心身ともに健康的な生活を送っています。 |



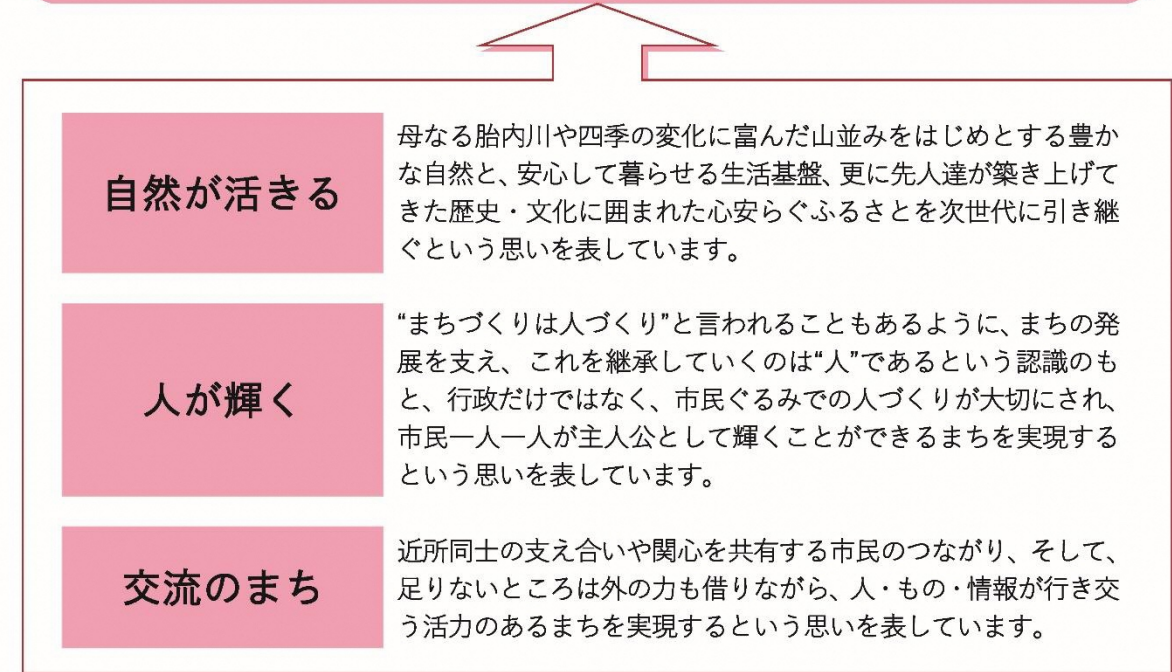
*主要施策に関する用語の注釈は全て9頁を参照のこと

市全体で共有するイメージ

胎内市は第1次総合計画において、新市の進むべき方向を「自然が生きる、人が輝く、交流のまち」と定め、まちづくりに取り組んできました。

市民共有の財産である豊かな自然を生かしながら、住む人も訪れる人も視野に入れた、ここでしかない産業や交流を展開し、自律的なまちづくりを目指すことを第2次総合計画においても継承し、以下のとおり基本理念を定めます。

自然が生きる、人が輝く、交流のまち“胎内”



■人口の展望

胎内市の将来人口は、胎内市人口ビジョンで定めます。

3つの基本方針

胎内市を取り巻く社会情勢や抱える課題などこれまでの10年とは異なる状況に対応するため、これからの10年の市政に共通する基本方針として次の3項目を掲げて、基本理念の実現に努めます。

①市民協働 ～市民と連携

◇ さまざまな資源が減少傾向にある中で多様化する市民ニーズに対応し、持続可能な地域社会を構築していくためには、市民と行政の協働が不可欠になってきます。

②選択と集中 ～限りある財源を真に必要とするところへ

◇ 無いよりもあった方が良いという発想ではなく、整理統合すべきはそれを進めながら、真に必要なものに施策等を集中して取り組んでいく方向付けが求められています。

③未来への投資 ～持続可能性を求めて

◇ 人口減少社会にあっても、次代を担う子どもたちがこの地に生まれ育ち、誇りを持って成長していけるよう、子育てや教育を重点的に取り組むとともに、長期的視野に立って地域資源を育み、継承していくことが大切になってきます。

5つの基本政策

胎内市で取り組む政策分野を『子育て・教育・学び』『健康・福祉』『産業・雇用』『生活基盤』『自治・協働』の5つにまとめ、この基本政策ごとに目標を定めて計画的にまちづくりを進めます。ここでは、まちづくりの目標と政策の方向性の内容を紹介しします。

子どもの成長、豊かな心と生きる力を育む まちづくり

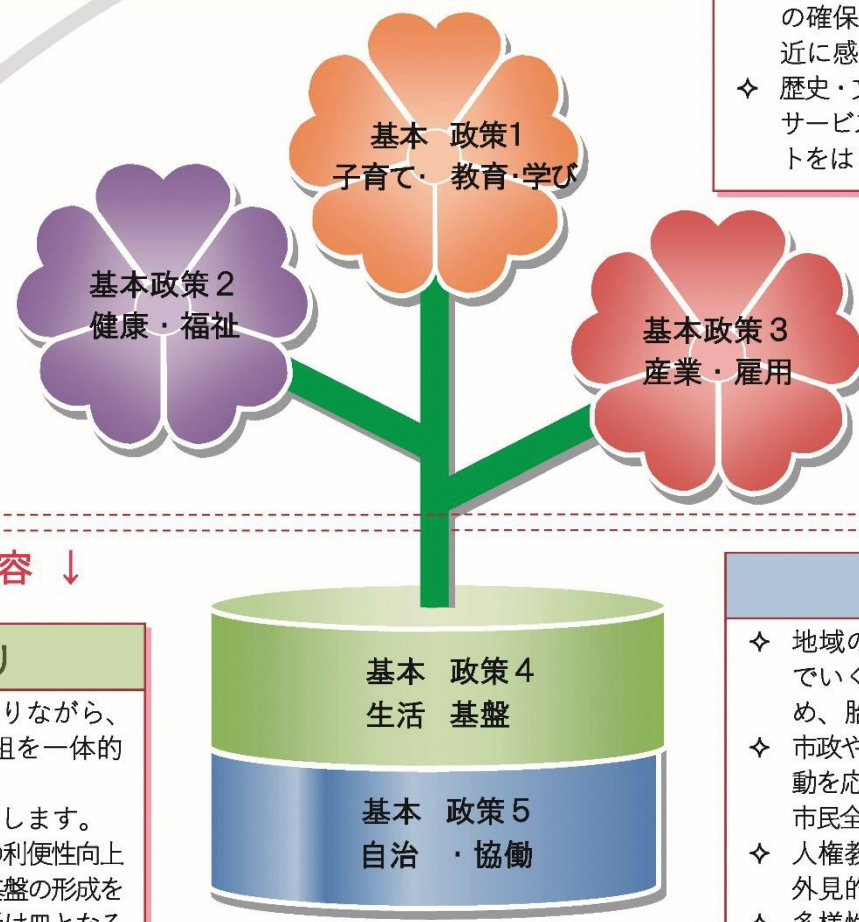
- ◇ 親世代の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*3）と子世代の明るい未来を支える手厚い支援体制を構築し、結婚・出産・子育てを応援する社会の実現を図ります。
- ◇ 家庭、地域、学校等が一体となって子どもの成長を見守る環境づくりや、ふるさとと体験学習や全国的にも優れたキャリア教育*4といった特徴的な教育プログラムを提供により、ふるさとを思い、自らの目標と夢を持ち続けられるたくましい人材を育成します。再認識したりする機会を設け、歴史・文化の継承と地域への愛着の醸成を図ります。
- ◇ 胎内市の豊かな自然環境や多様な生涯学習施設、スポーツ施設等を活用して、市民の自主的な活動を応援し、生涯学習や生涯スポーツ、まちづくりに取り組む市民の裾野を広げます。

人をひきつける活力のあるまちづくり

- ◇ 中小企業を中心とする既存企業の振興拡充と新潟中条中核工業団地等への企業誘致という両輪によって、主要産業である工業・製造業を中心に地域経済の活性化や安定的で良質な雇用の確保を図ります。
- ◇ 生産の効率化や大規模化による生産性の向上、米粉や甘草を活用して進められている6次産業化*7や特徴的な商品・サービスの開発による収益性の向上を推進し、魅力ある農林水産業の育成を図ります。
- ◇ 市内に不足する業種の展開や地域資源を生かした新たなチャレンジ、市内で独立・起業する技術者等への支援、再生可能エネルギー*8をはじめとする次世代産業の育成によって、新たな活力と雇用の創出を図ります。
- ◇ 魅力のある市内企業や意欲を持った市民、地域・行政が協働して、交流人口および定住人口（Uターン*9）の増加による地域経済の活性化や多彩な人材の確保を進めるとともに、次世代の働き手である子どもたちが市内企業を身近に感じるためのきっかけの創出を図ります。
- ◇ 歴史・文化を生かした体験型のプログラム等の提供による交流や教育の振興、飲食サービスや農畜産物等の製造・販売と連携した収益性の向上等により、胎内リゾートをはじめとする多様な観光資源や豊かな自然資源の更なる有効活用を図ります。

健やかで生きがいを持って暮らせるまちづくり

- ◇ 健康診断・保健指導を受け、食事や運動、休養等の適切な生活習慣を身につける「疾病予防対策」と、人とのふれあいや生きがいを持つなどの「元気づけ対策」を推進し、生活の質の向上・維持を目指します。
- ◇ 医療・介護資源の拡充と地域の支え合いを推進し、拡大する高齢者福祉のニーズに対応する住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を一体的に提供する体制（地域包括ケアシステム*5）の構築を図ります。
- ◇ 各地域で行われているサロン活動*6など地域のつながりの中で問題を早期に発見し、相談や支援に迅速につなげる体制を市民と協働で構築し、病気や障がい、生活困窮をはじめとする困難を抱えた人が自分らしく生活を送ることができる社会の実現を目指します。



↑ 市民の暮らしの豊かさに関する内容 ↑

↓ 市民の暮らしを支える基盤と仕組みに関する内容 ↓

まちの成長を支えるしなやかな基盤づくり

- ◇ 市民との協働により白砂青松をはじめとする自然環境の保全を図りながら、自然体験や再生可能エネルギー*8の導入等の自然を活用する取組を一体的に推進します。
- ◇ 大気・水・臭気・騒音の基準が遵守された快適な生活環境を形成します。
- ◇ 既存施設等を有効活用しながら、コンパクトなまちづくりと地域交通の利便性向上を進め、中心部と周辺部を有機的に連結し、快適で利便性の高い都市基盤の形成を図ります。また、産業を支える道路等の基盤の再整備や転入希望者の受け皿となる魅力的な住宅・宅地の確保等の都市の持続的な成長に向けた方策を検討します。
- ◇ いつ起きるか分からない地震等の自然災害、交通事故や犯罪被害等から市民の生命・身体・財産を守ることを目的に、ハード事業とソフト事業の両面から災害等に強いまちづくりを推進します。

市民と行政の協働によるまちづくり

- ◇ 地域の特徴を生かしたまちづくりや次世代育成等の重要な課題に取り組んでいくため、市民との協働や産官学金労言*10の連携、職員の能力向上等に努め、胎内市全体の問題解決力の向上を図ります。
- ◇ 市政やまちづくりに関する分かりやすい情報の提供や、市民の発意による事業や活動を応援する仕組みの構築を進め、社会参画・行政参画に関心の低い方々を含めた市民全体が当事者意識を持ち、協働のまちづくりが生まれる土壌の整備を図ります。
- ◇ 人権教育や啓発活動に取り組むとともに、生まれや性別、年齢や育った環境、外見の違等による差別や偏見のない社会の実現を目指します。
- ◇ 多様性の尊重と機会均等の原則のもと、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*3）を実現する環境の整備や啓発活動を推進し、誰もが役割とやりがいを見つけることができる社会の実現を目指します。
- ◇ 行政評価を踏まえながら、まちづくりの新たな価値を創出することに資するような行政改革を推進し、市民等の満足度を高める質の高い行政運営に努めます。

*3 ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和を意味する言葉。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間をもち、健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の双方の調和を実現することをいう。
 *4 キャリア教育 子ども達が激しい社会の変化の中で社会人・職業人として自立していくことができるよう、学校教育等の中で職業についての変化に応じて、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体となって支える仕組み
 *5 地域包括ケアシステム 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体となって支える仕組み
 *6 サロン活動 身近な集会所や公会堂などの歩いて行ける場所で地域の方がお茶のみを中心に交流する活動。このうち、胎内市社会福祉協議会からの支援を受けている活動を「地域のお茶の間サロン」と呼ぶ。
 *7 6次産業化 農畜産物の生産（1次）だけでなく、食品加工（2次）、流通・販売等（3次）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることで、第2次・第3次産業事業者が得ていた付加価値を農業者が得ようとする取組。1次×2次×3次=6次産業または1次+2次+3次=6次産業を意味する。
 *8 再生可能エネルギー 石油、石炭、天然ガス等の化石燃料から生み出したものではなく、太陽光や風力、地熱等、地球上で自然に起こる現象を利用して繰り返し使えるエネルギーを指す。
 *9 Uターン 大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。
 *10 産官学金労言 産：産業界、官：地方公共団体や国の関係機関、学：大学等の高等教育機関、金：金融機関、労：労働団体、言：報道諸機関の略